

河川占用の手続き等（広島県ホームページより抜粋）

河川水を取水する場合や敷地を占用（特定の者が独占的、継続的に河川を使用すること）する場合、工作物を新設等する場合、土地の形状変更等を行う場合には、広島県知事の許可が必要になります。

※広島県ホームページ参照

トップページ > 分類でさがす > まちづくり・地域振興 > 道路・河川・砂防・海岸 > 河川
> 河川の利用について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1176980823160.html>